

1

多様な賠償リスクに対応する  
総合賠償責任保険です。

企業を取り巻く賠償リスクは様々です。代表的なリスクとしては、所有、使用もしくは管理する施設または施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する損害賠償事故、製造または販売したもの(生産物)、あるいは仕事の結果(完成作業)に起因する損害賠償事故、等があげられます。従来はこれらの賠償事故に備え、複数の賠償責任保険を手配する必要がありましたが、この保険では1契約で、包括的に種々の賠償リスクをカバーします。

2

オーダーメイド型の  
企業向保険です。

パッケージ型の商品ではありません。必要な補償を選択することで、お客さまのニーズに柔軟に対応することができます。

3

保険料の合理化  
が図れます。

種々の賠償リスクを1保険契約とすることで、契約手続が簡素化され、個別にご契約を締結されるのに比べ保険料も合理化されています。

## 保険金をお支払いする主な場合

この保険では、次に掲げる仕事や施設に起因する他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の損壊（財物の滅失、損傷または汚損をいいます。）について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

この保険では、ご契約を締結する際に ~ の中から選択できますが、最低2つ以上をお付けいただく必要があります。

### 「施設危険」(施設所有(管理)者特別約款の規定によります。)

所有、使用または管理する施設または施設の用法に伴う仕事の遂行

### 「昇降機危険」(昇降機特別約款の規定によります。)

所有、使用または管理する昇降機

### 「請負作業危険」(請負業者特別約款の規定によります。)

仕事の遂行または仕事の遂行のために所有、使用または管理する施設

### 「生産物危険」(生産物特別約款の規定によります。)

製造または販売したもの(生産物)あるいは行った仕事の結果(完成作業)

# お支払いする保険金



次のような損害に対して、保険金をお支払いします。

## 1 損害賠償金

ケガをした人に対する治療費や慰謝料、他人の物を壊した場合の修理費用や再購入費など

## 2 争訟費用

弁護士報酬その他訴訟・仲裁・和解などに要した費用

## 3 緊急費用

被害者の応急手当、病院への護送費用など

## 4 求償権保全費用

事故の際に他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使について必要な手続きを行うための費用

## 保険金をお支払いできない主な場合

次のような損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

### 【共通】

保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任  
地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じた損害賠償責任  
事故発生時に被保険者の業務に従事中の使用人の身体障害について、その使用人に対する損害賠償責任  
船舶の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任  
土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる土地の工作物、植物および土地の損壊について負担する損害賠償責任  
土地の軟弱化または土地の流出もしくは流入による地上の構築物、その収容物もしくは土地の損壊について負担する損害賠償責任

### 【施設危険】

屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊について負担する損害賠償責任  
施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任(工事の発注者として負担するものを除きます。)  
被保険者またはその使用人が施行した治療、診療、処置またはそれらの結果に起因する損害賠償責任

### 【昇降機危険】

被保険者が、故意または重大な過失(著しく注意を怠ること)によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任  
昇降機の設置、修理、改造または取りはずし等の工事に起因する損害賠償責任(工事の発注者として負担するものを除きます。)

### 【請負作業危険】

屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊について負担する損害賠償責任  
被保険者の業務(下請業務を含みます。)に従事中の下請負人またはその使用人の身体障害について負担する損害賠償責任  
塵埃(じんあい)または騒音に起因する損害賠償責任

### 【生産物危険】

生産物または仕事の瑕疵(かし)によるその生産物または仕事の目的物の損壊について負担する損害賠償責任  
被保険者が故意または重大な過失(著しく注意を怠ること)により、法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物  
または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任  
被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材に起因する損害賠償責任

など

## 補償内容の充実化(主なオプション、特約)

必要に応じ、次の特約をセットし、補償内容の充実化を図ることができます。

1

### 人格権侵害補償特約

次のいずれかに該当する不当行為に起因して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損(きそん)  
口頭、文書、函面その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

2

### 財物損壊の範囲拡大に関する特約

物理的損壊を伴わない他人の財物の使用不能損害に対して、保険金をお支払いします。(販売または引渡し後の生産物の使用不能損害は、お支払いの対象となりません。)

【注意点】

・この特約をセットした場合、物理的損壊を伴う使用不能損害についても、使用不能損害としての内枠限度額が適用されます。

3

### 訴訟対応費用補償特約

日本の裁判所に提起された損害賠償金の支払を求める訴訟について、訴訟対応を行うために支出した次のいずれかに該当する費用に対して、保険金をお支払いします。

被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用

増設コピー機のリース費用

被保険者が行う事故の再現実験費用、外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用または事故原因調査費用

意見書もしくは鑑定書作成依頼のために必要な費用または相手方当事者もしくは裁判所に提供する文書作成のために必要な費用

4

## 初期対応費用補償特約

事故が発生した場合において、初期対応を行うために支出した次のいずれかに該当する費用をお支払いします。(結果として責任がないことが判明した場合もお支払いの対象となります。)

事故現場の保存費用、事故状況調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因調査費用

事故現場の取り片づけ費用

使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費、宿泊費等の費用

通信費

事故が他人の身体の障害である場合において、その身体の障害について被保険者が支払う見舞金(香典を含みます。)または見舞金の購入費用(1回の事故につき、身体の障害を被った者1名につき10万円を限度とします。

上記 から までに準ずる費用

5

## 初期対応費用補償特約 (その2)

上記、初期対応費用補償特約でお支払いする費用 から に加え、次の費用をお支払いします。

・生産物危険に起因する事故の場合において、事故の原因となったその生産物もしくはその仕事の結果自体、またはこれらが一部をなす財物を回収、修理、交換その他の適切な措置に要する費用(1回の事故につき、100万円を限度とします。)

【注意点】

- ・初期対応費用補償特約と併せてセットいただく必要があります。
- ・生産物特別約款をお付けいただいた場合にのみセットできます。
- ・工事業者の方はこの特約をセットできません。

## 主なオプション、特約における保険金をお支払いできない主な場合

次のような損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

### 【人格権侵害補償特約】

- ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する損害賠償責任
- ・直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ・最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ・被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

### 【財物損壊の範囲拡大に関する特約】

- ・被保険者が所有、使用または管理する財物に生じた物理的損壊およびその財物の使用不能損害に起因する損害賠償責任
- ・生産物危険において、生産物または仕事の瑕疵（かし）によるその生産物または仕事の目的物自体に生じた物理的損壊および使用不能損害に対する損害賠償責任

など